

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**固定資産税・軽自動車税  
種別割の納付について**

5月は固定資産税第一期、軽自動車税種別割の納期です。今月上旬に令和6年度納税通知書を発送しますので、納期限(5月31日(金))までに納付してください。振替納税にされている方は、納期限の前日までに預貯金の残高をご確認ください。

なお、納税通知書がお手元に届かない場合は、役場税務課までご連絡ください。

**●重複納付にご注意ください**

固定資産税を全期分納付書で納付された方は、第二期から第四期までの納付書(4枚)により重複で納付されないよう、お気を付けてください。

**問合せ先** 役場 税務課

固定資産税 内線160・178  
軽自動車税種別割 内線175・176

**自動車税種別割の納付を  
お忘れなく**

5月31日(金)は自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、4月30日(火)に

県税事務所から納税通知書が発送されるので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。(納付場所は、納税通知書の裏面を確認してください。)

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります。)、やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリでも納付できます。

なお、名義変更や廃車などの手続きをほかの人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

**問合せ先** 西尾張県税事務所

☎0586(45)3170  
④<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>



**5月の公民館ロビー展示**

**パネル展示**

- 〈端午のつるし飾り展〉  
4月16日(火)~5月15日(水) ●文化協会
- 〈水墨画展〉  
5月16日(木)~31日(金) ●水墨画同好会

**ガラスケース展示**

- 〈水墨画展〉  
5月1日(水)~31日(金) ●水墨画同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

**大治町ホームページに  
バナー広告を掲載しませんか**

詳細は町ホームページをご確認いただくか、お問合せください。



**問合せ先** 役場 企画政策課 内線163

# 令和6年度以降の個人町県民税均等割と森林環境税について

## 《個人町県民税均等割・森林環境税額表》

税の種類	税目	令和5年度	令和6年度以降
国 税	森林環境税	なし	1,000円
県民税	個人県民税 均等割	1,000円	1,000円
東日本大震災復興基本法 に基づく臨時的措置		500円	なし
あいち森と緑づくり税		500円	500円
町民税	個人町民税 均等割	3,000円	3,000円
東日本大震災復興基本法 に基づく臨時的措置		500円	なし
計		5,500円	5,500円

### ●東日本大震災復興基本法に基づく臨時的措置が終了しました

平成26年度から10年間、東日本大震災からの復興財源を確保するための臨時的措置として、個人町県民税均等割に年額1,000円(町は500円 県は500円)加算されていましたが、令和5年度で終了となりました。

### ●あいち森と緑づくり税が5年間延長となりました

県では、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策の財源として、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」年額500円を導入していますが、課税期間を令和10年度まで5年間延長することとなりました。詳しくは西尾張県税事務所へお問合せいただくか、県税務課ホームページをご確認ください。

西尾張県税事務所 ☎0586(45)3169(直通)

県税務課  
ホームページ



### ●森林環境税(国税)の課税が始まりました

森林環境税は令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人町県民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与され、森林整備やその促進に関する施策に活用されます。

森林環境税の非課税基準と個人町県民税均等割の非課税基準は同じ基準となります。

## <非課税基準>

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ③前年中の合計所得金額が下表の金額以下の方

	前年中の所得金額
扶養親族なし	38万円以下
扶養親族あり	28万円×(扶養親族の数※+1)+10万円+16.8万円以下

※扶養親族の数は16歳未満の扶養親族を含めた人数となります。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176

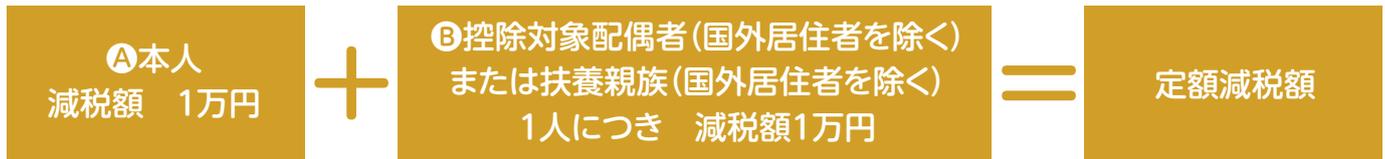
# 令和6年度個人町県民税の定額減税について

## ①対象者

令和6年度分の個人町県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下)の方  
※非課税の方や個人町県民税均等割・森林環境税(国税)のみの課税者の方は対象となりません。

## ②定額減税額

納税者本人の定額減税額は下記の合計額です。令和6年度個人町県民税の税額控除後の所得割から控除されますが、定額減税額が所得割額を超える場合は所得割額が限度額となります。



【例】本人、控除対象配偶者、扶養の子2人の場合  
1万円(本人)+3人×1万円=4万円

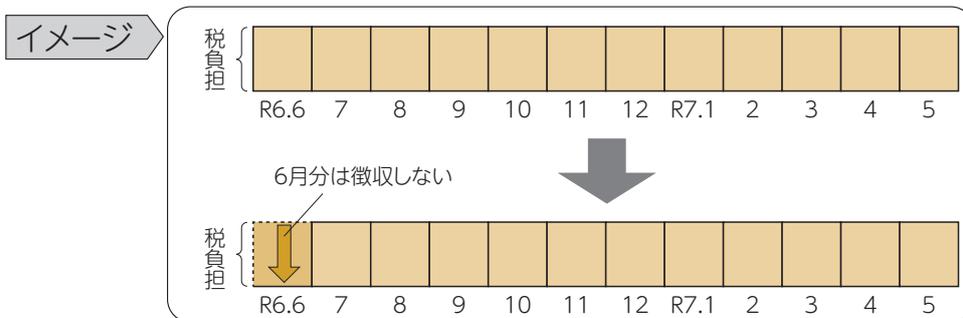
※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)については、令和7年度の個人町県民税所得割額から1万円控除されます。たとえば、本人の所得が1,000万円超であり、合計所得金額が48万円以下の同一生計配偶者がいる場合は令和7年度対応となります。

## ③定額減税の実施方法

納付方法によって異なります。なお、定額減税の対象とならない方(①※参照)は昨年までと変わりありません。

### (1) 特別徴収(給与天引き)の方

定額減税の額を控除した後の個人町県民税および森林環境税の額を令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて給与から天引きします。



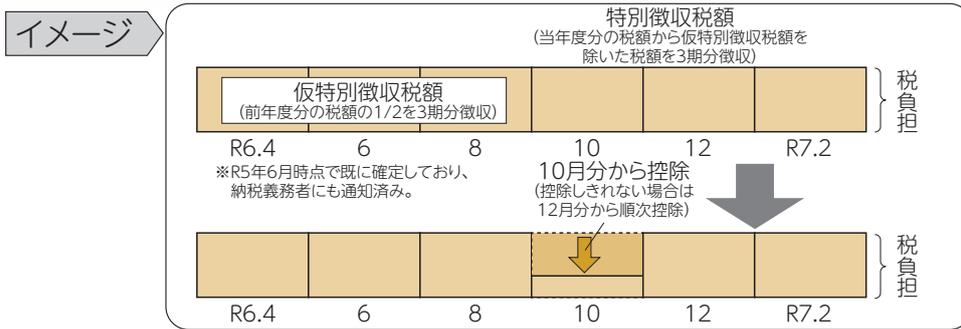
### (2) 普通徴収(納付書や口座振替)の方

第1期分(令和6年6月分)の納付額から定額減税額に相当する金額を控除し、その差額分を納付します。また、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の納付額から順次控除されます。



### (3) 公的年金における特別徴収(年金天引き)の方

令和6年10月分の年金天引き分から定額減税額に相当する金額を控除し、差額分が天引きされます。また10月分から控除しきれない場合は、12月分以降で順次控除されます。



### ●注意事項

下記の算定の基礎となる令和6年度分の所得割額は定額減税前<sup>※</sup>の所得割額で計算を行います。

1. ふるさと納税の特例控除額の限度額
2. 公的年金における特別徴収の翌年度仮徴収税額(令和7年4・6・8月)

## 令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人町県民税の特別措置について

令和6年能登半島地震災害の被災者の方の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害により所有する住宅や家財等に損失が生じた場合は、所得割の納税義務者の選択により、令和5年に生じた損失の金額として、令和6年度個人町県民税における雑損控除の適用が可能となりました。該当する方は、役場税務課へお問合せください。なお、所得税の確定申告にて雑損控除等の申告を行った場合は、町県民税の計算にも反映されますので、町県民税の申告は不要となります。

**問合せ先** 役場 税務課 住民税係 内線175・176

## 町税等が納付できるスマートフォン決済アプリが増えました

令和3年度よりスマートフォンなどからアプリを利用して納付できるようになりましたが、令和6年4月から新たにd払いからも納付が可能となりました。

詳しい利用方法や注意事項については町ホームページをご確認ください。

### ●納付できる町税等

町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所運営費保護者負担金

### ●利用できるスマートフォン決済アプリ



詳細はこちら

	令和6年4月から 利用可能	現在利用可能				
アプリ名	d払い (ディーバライ)	auPAY (エーユーペイ)	FamiPay (ファミペイ)	LINEPay (ラインペイ)	PayPay (ペイペイ)	PayB (ペイビー)
アプリの ダウンロードは こちらから						

**問合せ先** 税金の納付について 役場 収納課 内線120  
 介護保険料について 役場 長寿支援課 内線115  
 後期高齢者医療保険料について 役場 保険医療課 内線171  
 保育所運営費保護者負担金について 役場 子育て支援課 内線167